議案第５２号

上越市リフレッシュビレッジ施設条例の一部改正について

上越市リフレッシュビレッジ施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３１年２月２８日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市リフレッシュビレッジ施設条例の一部を改正する条例

上越市リフレッシュビレッジ施設条例（平成１１年上越市条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表第２中備考以外の部分を次のように改める。

別表第２（第１５条関係）

<table>
<tr><th colspan="4">施設名等</th><th>単位</th><th>上限額</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td rowspan="6">くわどりの湯ったりの村</td><td colspan="2" rowspan="2">浴場</td><td>中学生以上</td><td rowspan="2">１人につき</td><td>７００円</td><td rowspan="2">・宿泊利用者及び３歳未満の乳幼児は、無料とする。</td></tr>
<tr><td>小学生以下</td><td>３５０円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">宿泊室</td><td rowspan="2">宿泊利用</td><td>中学生以上</td><td rowspan="2">１人につき</td><td>５，７６０円</td><td rowspan="3">・未就学児は、無料とする。
・飲食料金を除く。
・休日の前日若しくは土曜日の場合又は１室２人以下の場合の上限額は、定額に１，５８０円（いずれの場合にも該当するときは、３，１６０円）を加算した額とする。</td></tr>
<tr><td>小学生</td><td>３，４６０円</td></tr>
<tr><td colspan="2">休憩利用</td><td>１室１時間につき</td><td>１，５８０円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">研修室</td><td>３，６７０円</td><td></td></tr>
<tr><td>ゆったりの家</td><td colspan="3">山里文化体験交流施設</td><td>１棟１時間につき</td><td>５７０円</td><td>・営利又は営業上の目的で利用する場合の上限額は、定額の２００パーセントの額とする。</td></tr>
</table>

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表第２の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。